

参加費無料

経営者、支店長・工場長等事業場トップ、労務・安全衛生
部門責任者に有効な経営方針決定の判断材料

インターネット
受講可能

令和7年度の“労働の動向”を聴くセミナー

主 催 愛知県下各労働基準協会 後 援 名古屋北労働基準監督署

愛知県の労働行政を取り巻く情勢は、物価上昇に対して賃金上昇が十分に追いついていない状況が続き、また、少子高齢化を背景とした生産年齢人口の減少が急速に進行する中、多くの企業で人材確保が困難な状況が継続し、特に、中小企業の人手不足感が深刻化しています。

そんな中、愛知労働局では、令和7年度の行政運営方針の3つの柱として、①「最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援・非正規雇用労働者への支援」②「人材確保支援、リ・スキリングの推進」③「多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組」を掲げ、様々な対策が行われます。

また、令和6年11月にフリーランスが安心して働ける環境を整備するために「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されました。人材が多様化する中、労働に問題を抱える企業は、業務の推進、人材確保・定着、社会的イメージ等に悪影響が生じ、その成長をも阻害されてしまうため、経営者、管理者は労働の動向を的確に把握し、経営の舵取りを行うことが必要です。

そこで、今後の労務管理等の経営方針決定の判断材料としていただくため、労働最新情報を聴く「**令和7年度の労働の動向を聴くセミナー**」を下記のとおり開催いたします。経営者、支店長・工場長等の事業場トップの皆様、並びに労務・安全衛生部門の責任者、担当者の皆様に、多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

●日時 令和7年6月16日(月) 13:00~16:30

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

地下鉄鶴舞線「浅間町駅」徒歩10分

地下鉄名城線「名古屋城駅」徒歩10分



名古屋能楽堂
名古屋城正門前。能
言等伝統芸能の他、セ
ミナー等も行われる。

セミナー内容

挨拶 名古屋北労働基準監督署長 橋本 享 氏

第1部 令和7年度の労働基準行政の重点対策について

1. 監督業務の重点課題について

名古屋北労働基準監督署 副署長 久野 俊介 氏

2. 労働保険制度について

名古屋北労働基準監督署 副署長 日下部 美鈴 氏

3. 労働災害の防止について

名古屋北労働基準監督署

安全衛生課長

棚橋 克己 氏

第2部 令和7年度の労働の動向について

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤 俊夫 氏
【プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



会場に合わせ和服で
熱弁する宮澤弁護士

内容: 行政運営方針の重点課題

1. 最低賃金の引き上げに取組む
中小企業等支援
2. 長時間労働の是正
3. 総合的なハラスメントの防止
4. 仕事と育児・介護の両立支援
5. 労働保険制度の円滑な運営
6. 『安全経営あいち®』の推進等

内容: 令和7年度の労働法の動向 ～フリーランス法

フリーランス法が令和6年11月から施行されました。この法律は、近年フリーランスとして働く人の増加とともに、取引先とのトラブルが増加のため、フリーランスの保護を図るために制定された法律です。この背景には、国が副業・兼業の普及促進を勧めていることから、一つの企業に雇用されている者が、本業とは別に他で副業として働く者が出てきたことがあります。そのため、企業としては自社社員が他で副業時にどのような対応がよいのか、他方、個人に仕事を委託する場合、その受託者が他社にも雇用されている者で副業としてやっている場合どのような注意点があるか、労働者とフリーランスとの違い等、法的に問題になりそうな事柄とその対応策について解説します。



橋本署長



宮澤弁護士

●対象 経営者・支店長・工場長等事業場のトップの皆様
労務人事・安全衛生部門責任者、担当者の皆様

●会費 無 料 ●定員 600名※定員満了になり次第、締め切ります。

●お申込み方法

- ①下記の「申込書・参加券」をファックスにて、（一社）名北労働基準協会 総合受付にお送り下さい。
- 電話(052)961-1666
FAX (052)962-1670
- ②セミナー当日「申込書・参加券」を受付にご提出下さい。
- ※インターネット受講の方は動画視聴の手順と視聴パスワードをお送りします。



●インターネット参加について

・オンデマンド配信です。(開催当日の配信ではありません)

・令和7年6月23日(月)より視聴が可能です。

・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。

・視聴可能期間は一週間です。

【交通アクセス】

・地下鉄鶴舞線「浅間町」下車 1番出口より東へ徒歩10分

・地下鉄名城線「名古屋城」下車 7番出口より西へ徒歩12分

・市バス「名古屋城正門前」下車すぐ(栄13号系統、栄27号系統、西巡回系統)

・なごや観光ルートバスメーグル「名古屋城」下車すぐ

・駐車場あり

申 込 要 領		申込書を各労働基準協会へFAX下さい。会場受講の場合は、開講1週間前までにお送りするご案内用紙、または申込書・参加券を当日お持ちください。インターネット受講の場合は、視聴パスワードを記載したご案内文書を視聴開始日までにお送りします			
名 称		所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
申 込 先	(公 社)愛 知 労 働 基 準 協 会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の地域
	(一 社)名 北 労 働 基 準 協 会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名 古 屋 東 労 働 基 準 協 会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名 古 屋 西 労 働 基 準 協 会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊 橋 労 働 基 準 協 会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡 崎 労 働 基 準 協 会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一 宮 労 働 基 準 協 会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一 社)半 田 労 働 基 準 協 会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	(一 社)刈 谷 労 働 基 準 協 会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊 田 労 働 基 準 協 会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬 戸 労 働 基 準 協 会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津 島 労 働 基 準 協 会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江 南 労 働 基 準 協 会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西 尾 労 働 基 準 協 会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

令和7年度の労働の動向を聴くセミナー 申込書・参加券

6月16日開催分

申込協会		労働基準協会		会員番号					
事業場名				T E L	()	—			
所在地		〒		F A X	()	—			
事業内容				労働者数		名			
受講者名	区分	氏 名	所属部署・職名	受講区分 ○を付してください		ご案内送付先			
				会場 ・ インターネット		受講者・担当者(部署名・氏名をご記入ください) 部署名			
				会場 ・ インターネット		氏 名 様			

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外利用を行うことはありません。 R7.4.1

難聴 (職業性疾病) を発生させないために！

騒音障害防止対策の管理者に 対する労働衛生教育

主催 愛知県下各労働基準協会

実施機関 一般社団法人 刈谷労働基準協会
〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階
TEL：0566-21-6337 FAX：0566-21-6366

「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)により、騒音作業に従事する作業者に特別教育に準ずる教育を受けさせるよう推進されています。

標記講習を下記の要領により開催します。

※講習会当日本人確認を行いますので次のいずれかのものをご持参ください。

運転免許証、パスポート、在留カード等公的機関が発行している顔写真付きのもの。

記

日 時

2025年(令和7年)7月24日(木) 13時00分 ～ 17時00分

5分前にガイダンスを始めますので 12時55分 までにご着席ください

会 場

あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター 技術開発交流センター
(刈谷市恩田町1-157-1) TEL：0566-24-1841

定 員

30名

会 費

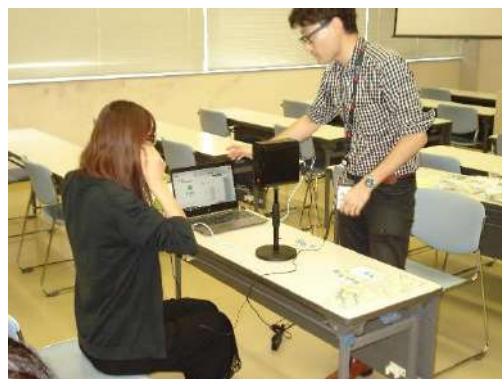
会 員 8,690円 非会員 11,990円 (テキスト代、消費税含む)

講習カリキュラム

内容	時間(分)
騒音の人体に及ぼす影響	30
適正な作業環境の確保と維持管理	80
聴覚保護具の使用及び作業方法の改善	40
関係法令等	30
実技(耳栓の遮音効果の確認等)	45

(計 3時間+45分)

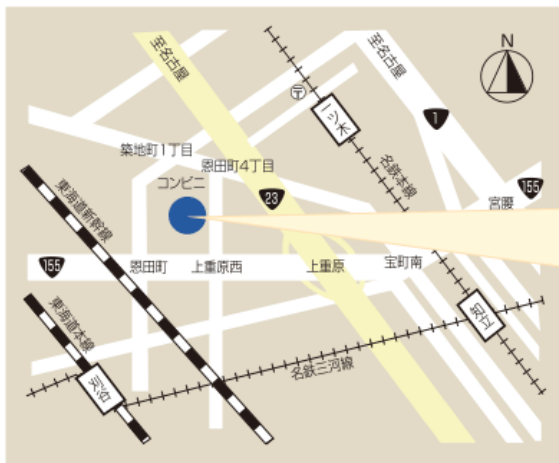
実技の様子



会場略図

あいち産業科学技術総合センター 産業技術センター 技術開発交流センター
(刈谷市恩田町1-157-1) TEL : 0566-24-1841

※ナビで会場へ行かれる場合は住所で検索して下さい。同じ名称の施設が何箇所かあります。



<交通アクセス>

【名鉄本線】

一ツ木駅より徒歩10分

【タクシー】

名鉄知立駅より約2.0km 10分

JR刈谷駅より約2.5km 12分

※無料駐車場約200台あり

申 込 要 領		申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を含わせてお送りいたします。 開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。				
名 称		所 在 地		電話番号	FAX番号	対 象 地 区
申 込 先	(一 社) 名 北 労 働 基 準 協 会	〒462-8575	名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(一 社) 名 古 屋 南 労 働 基 準 協 会	〒455-0014	名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名 古 屋 東 労 働 基 準 協 会	〒456-0022	名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/ 豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名 古 屋 西 労 働 基 準 協 会	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ 柳橋ビル6F	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井 郡
	豊 橋 労 働 基 準 協 会	〒440-0874	豊橋市東松山町19 2F	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽 郡
	岡 崎 労 働 基 準 協 会	〒444-0831	岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一 宮 労 働 基 準 協 会	〒491-0044	一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1F	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一 社) 半 田 労 働 基 準 協 会	〒475-0902	半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	(一 社) 刈 谷 労 働 基 準 協 会	〒448-0853	刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5F	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊 田 労 働 基 準 協 会	〒471-0826	豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館GF	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬 戸 労 働 基 準 協 会	〒489-0805	瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津 島 労 働 基 準 協 会	〒496-0044	津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江 南 労 働 基 準 協 会	〒483-8164	江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西 尾 労 働 基 準 協 会	〒445-0062	西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4F4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	
振込先(実施機関) 一般社団法人 刈谷労働基準協会		三菱UFJ銀行 刈谷支店 普通預金 No.0275918 刈谷労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。				

騒音障害防止対策の管理者に対する

講習会等申込書 (コピー可)

労働衛生教育

申込日 令和 年 月 日

事業場	申込協会	労働基準協会		会員番号 ※						令和7年7月分	
	事業場名								非会員事業場のみ ご記入下さい	フリガナ 事業場名	
	所在地	〒								業種	
	TEL FAX	() ()								従業員数	名
受講者	記入不要 講習番号	記入不要 受講番号	氏 名				生 年 月 日			現住所 県名のみのみ	
			フリガナ				西暦				
			フリガナ				西暦				
			フリガナ				西暦				
会費支払時期		月 日 (銀行振込 ・ 現金書留 ・ 事務局窓口) にて支払予定									
受講票送付先		受講者本人 ・ 担当者 (部署名) ・ 様									
担当者 メールアドレス		@									

※会員番号 名北労働基準協会会員事業場様のみ、郵送にてご案内の場合にご送付した封筒表面の番号をご記入ください。

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

想定外の労働災害を防ぐための“両分野2大権威”のジョイント講演 リスクアセスメントから企業の 安全配慮義務を考えるセミナー

主 催 愛知県下各労働基準協会

全国の労働災害の死亡者数は減少傾向にありますが、休業4日以上之死傷者数とみると、リーマンショック時の平成21年から令和5年までで28%増加、労災保険新規受給者は同じく平成21年から令和4年までで44%増加しております。

増加の原因は、新たな機械、物質、作業方法が出現し、高齢者、外国人等の増加で就業形態が変わり、従来からのヒヤリハット、危険予知等の業務に潜む危険・有害性を**見つける**手法では効果に限界があることです。

過労死・過労自殺等の健康障害を含む労働災害の発生は、しばしば損害賠償請求をめぐる裁判となりますが、その場で問われるのは、企業が労働契約法が定める「**安全配慮義務**」を果たしていたかどうかです。

なお、安全配慮義務を果たすには、【1. 危険予知】労働者が置かれている環境で、生命や身体、健康に危険が発生する可能性を予見する。

【2. 結果回避】危険が予知できた後、その状況を放っておくのではなく、危険が現実のものとならないよう対策を練ること。が求められます。

予見・回避が可能な場合は、「想定外の事故だ」との理屈は認められず、企業は、貴重な人材を失い、多額の損害賠償の支払いを命じられます。

そんな中、労働災害防止の有効な手段となるのが、労働安全衛生法が定める「危険性又は有害性等の**調査**及びその結果に基づく措置等を行う**リスクアセスメント**」です。

化学物質以外は法的には努力義務ですが、愛知労働局では労働災害防止のための危険・有害性の把握以外にも、生産性、品質、原価、納期、士気、環境を同時に向上させる経営手法として、リスクアセスメントにより企業価値をも向上させる、「安全経営あいち」を積極的に進めております。

今般、安全配慮義務とリスクアセスメントの“両分野2大権威”によるジョイント講演となる、「**リスクアセスメントから企業の安全配慮義務を考えるセミナー**」を開催しますので、ぜひともご参加お願い申し上げます。

●日 時 令和7年7月31日(木) 13:30～16:30

●会 場 ウィンクあいち 9階903 名古屋市中村区名駅4-4-38

●開催方式 会場参加 または インターネット視聴

●内 容

1. 労働災害等発生時に企業の安全配慮義務違反が問われる 危険の予見・回避の範囲

庄司法務事務所 所長 弁護士 庄 司 俊 哉 氏

【講師プロフィール】中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の事件を手掛け講演を行う。愛知県下各労働基準協会が開催する、「労働トラブル防止総合講座」の講師を20年担当。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知の労働基準協会が上演する 90分の労働災害劇「波紋 ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。司法界での安全配慮義務の権威。

2. 企業におけるリスクアセスメントの意義と経営にも結びつく有効な活用策

濱田安全衛生マネジメント合同会社 CEO 労働安全衛生コンサルタント 濱 田 勉 氏

【講師プロフィール】1985年に労働省(現 厚生労働省)に入省し愛知労働局管内の各労働基準監督署に勤務。2006年より労働基準監督署の安全衛生課長などを歴任し、19年に同局労働基準部安全課主任安全専門官、21年同部健康課長、22年より安全課長に就任し、長きにわたりリスクアセスメント、安全経営あいちを進め、講演回数540回、聴講者は86,000人の実績がある。24年に退官し、現在は会社CEOとして、幅広い顧問、講演活動を行なう。「安全は対策から戦略へ リスクアセスメントの本質」等の著書多数あり。リスクアセスメントの権威、安全衛生のカリスマ。

労働災害発生件数の推移



高額労災民事損害賠償請求事件

1億6,524万円 頸椎損傷 1級障害 平成6年 三木大工事件 トラックで運搬した木材が積込作業中に玉掛けが外れ木材が落下	8,698万円 労災保険金2,000万円 死亡 平成20年 スギヤマ薬品事件 薬剤師が長時間のため致死性不整脈で死亡
1億3,532万円 労災保険金4,044万円 死亡 平成14年 関西医科大学事件 研修医が過労により突然死。急性心筋梗塞の疑い	7,595万円 労災保険金6,000万円 両目失明、鼻骨骨折 昭和52年 東京鍛錬所事件 エアーライターの底石が破裂し負傷
1億0,692万円 労災保険金7,744万円 死亡 平成20年 大阪府麻酔科医事件 麻酔医師が倒れ死亡。残業が多く、急性心臓不全で死亡	7,338万円 1級障害 昭和60年 日本電機・市川海軍興業事件 海底ケーブル埋設工事中、潜水病に罹患
8,486万円 死亡 平成7年 長野県山岳総合センター事件 冬の野外生活研修中に雪崩が発生し教員が死亡	7,087万円 死亡 昭和58年 福岡市水道局事件 水道工事中、煉瓦橋が倒壊し死亡
8,323万円 頸椎損傷、下半身不随 平成17年 吉見興業事件 解体工事中のアルミパイプが2階開口部から転落し負傷	7,057万円 下半身不随 昭和56年 電源開発・三井三池製作所事件 火力発電所の定期修理工事中、石こうスケールが落下



庄司弁護士脚本・解説の労働災害劇より



安全配慮義務 労働契約法（労働者の安全への配慮）

第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

リスクアセスメント 労働安全衛生法 抜粋(事業者の行すべき調査等)

第28条の2 事業者は、業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努める。

の
労
働
災
害
劇
本
・
解
説



●会場略図

ウインクあいち

- ・JR名古屋駅桜通口から：
ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ・ユニモール地下街 5番出口から：徒歩2分
- ・名駅地下街サンロードから：
ミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、
名古屋クロスコートタワーを經由徒歩8分



●インターネット受講について

- ・オンデマンド配信です。(開催当日のライブ配信ではありません)
- ・令和7年8月8日(金)より視聴が可能です。
- ・視聴の手順、パスワードをお送りします。
- ・資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
- ・視聴可能期間は原則8月31日までです。

●受講対象

経営者、安全衛生・人事・総務部門責任者・
社会保険労務士等労働専門家の皆様

●会 費

会員 6,900円 非会員 9,130円

※資料代・消費税を含む

当セミナーのお申込は
こちらからでも可能です→
(名北協会ホームページ)



申込要領

下記申込書を各労働基準協会へFAXいただくか、上記QRコードの名北協会ホームページよりメールのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知県東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。			

リスクアセスメントから企業の安全配慮義務を考えるセミナー申込書(コピー可)

申込協会	労働基準協会		※会員番号						
事業場名			T E L F A X E - m a i l	()	()	-	-		
所在地	〒		事業内容					労働者数	名
受講者名	区分	氏 名	所属部署・職名	受講区分 ○をつけてください				ご案内送付先	
				会場 ・ インターネット				受講者・担当者 (部署名)	
				会場 ・ インターネット				会費支払時期 令和 年 月 日	

※会員番号 (一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。※個人情報 この申込書でご提供いただいた情報は、今回お申し込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。R7.4.1